

舞子スノーリゾート スキー・スノーボードレッスン利用許可規定

1. 総則

株式会社舞子リゾートが運営する舞子スノーリゾート（以下「MSR」という）は、公認スクール以外の者がMSR内の全てのリフトおよびゲレンデを使用するためには、本規定に定める内容に同意し、MSRの許可を得なければならないことを取り決めました。

MSR内において、本規定に定める許可を得ていない者が活動していた場合はもとより、許可を得た者であっても本規定に反する行為が確認された場合、MSRはその者が所持しているリフト券やシーズンパスを払い戻しなしで即刻使用停止し、MSRへの立入を禁止する権利があります。

また、MSRは事前の通知なしに当規定を変更する権利を有します。

2. 目的

本規定の目的は以下のとおりです。

- （１） MSR内でスキー・スノーボードのレッスンを受けるお客様が得られる経験の質を向上させるとともに、その安全を維持するため
- （２） MSR内の全てのお客様に対して、その安全を維持するため
- （３） MSR内の公認スクールとの公平な活動を維持するため
- （４） MSRと協力し、リゾート全体としてのサービスの向上を図るため
- （５） スノースポーツの楽しさの維持、向上、拡散のため

3. 対象

MSRにおいて、MSRと公認契約をせずにレッスンおよびガイドを実施する予定の者が対象です。

4. 許可要件

MSRに対して許可申請をする場合は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- （１） 「湯沢DMOスキースノーボードスクール・インストラクター・各種ガイド等登録制度」の登録カードを取得していること
- （２） MSRおよび関係機関が定める各種約款、ルール、日本の法令を遵守すること
- （３） 申請者は第三者およびお客様に対して有効な賠償責任保険、傷害保険に加入していること。
- （４） MSRに損害を与えた場合、MSRに対して損害賠償責任を負うことに同意できること
- （５） 当事者や第三者との間で生じた損害賠償責任など、和解が成立するまで一切の責任を自身が負うことに同意できること
- （６） 活動中に事故や怪我が発生した際には、速やかにパトロール等へ救助の要請をし、救助や調査等が完了するまで同行することを約束できること
- （７） レッスンをする際は、MSRが発行する腕章を左脚に着けること
- （８） 申請者が外国人であっても、MSRと必要なコミュニケーションを取ることができること
- （９） いかなる場合もMSRのスタッフの指示に従うこと
- （１０） リフト券、シーズンパスは自身で用意し、いかなる場合もそれらを交換、再発行、返金でき

ないことに同意すること

(11) MSRの品位を保ち、風紀、秩序を守るよう行動できること

5. 許可申請

許可を受けようとする者は、事前にMSRに対してEメールでの申請が必要です。申請の際はMSRホームページから許可申請書をダウンロード、記入し、申請する者の「湯沢DMOスキースノーボードスクール・インストラクター・各種ガイド等登録制度」の登録カード（画像、PDF可）をメール添付にて送付いただきます。（団体であってもひとりひとりの申請が必要です）

6. レッスン時のルール

許可を受けた者がMSRでレッスンを行う際は、舞子スノースクールの受付に出向き、「湯沢DMOスキースノーボードスクール・インストラクター・各種ガイド等登録制度」の登録カードを提示したうえで、その日に着用する腕章の貸与を受けることとします。レッスン終了後は速やかに舞子スノースクール受付に腕章を返却していただきます。

7. 禁止事項

MSRはスキー・スノーボードの指導者に対し以下の行為を禁止します。違反行為が認められた場合、リフト券やシーズンパスの利用停止、MSRへの立入を禁止する場合があります。

- (1) 本規定の「4. 許可要件」に違反する行為
- (2) 許可申請に虚偽の内容を記載すること
- (3) 緊急連絡先と連絡が取れないこと
- (4) リフト券、シーズンパスの不適切な使用、譲渡、転売
- (5) 貸与された腕章を着用しない、または腕章の不適切な使用、譲渡、転売
- (6) 貸与された腕章を当日のうちに返却しないこと
- (7) MSRの敷地内において、自身の活動のための勧誘および宣伝活動、集会を行うこと
- (8) 「公認スクール」を自称すること
- (9) 待合せ場所に目印になるフラッグ、看板等を設置すること
- (10) 待合せ場所としてスキー場内の飲食店や各種休憩所等を長時間占有すること
- (11) ゲレンデ、コースにポール等の人工物を設置すること
- (12) リフトの優先乗車レーンを使用すること
- (13) 公認スクール専用エリアや滑走禁止区域を使用、滑走すること
- (14) ゲレンデやコースの占有など、スキー場内でのマナー違反にあたる行為

尚、本規定に明記されていない事柄であっても、MSR、お客様、スタッフ、関係各所にとって悪影響となる行為、安全が保障されない恐れがある行為、MSRおよびその周辺地域の風紀や秩序を乱す行為に対してはMSRの裁量で違反行為とみなすことがあります。

8. 適用外

以下の場合においては本規定に定める申請を必要としません。

- (1) 学校団体等のレッスンを行う場合（ただし、事前にMSRに使用の届け出は必要）
- (2) 公認スクールの応援で一時的にレッスンを行う場合

- (3) 学校教師が学校授業として生徒に対して一時的に指導する場合
- (4) スノースポーツ団体（レースクラブなど）、非営利で選手の育成を目的としたトレーニングとして一時的に指導する場合（事前にゲレンデの使用許可は必要）

尚、本規定に定める許可にあたっては日本法を準拠法とし、MSRと申請者の間で損害賠償責任等の争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。